

青森県信用組合ビジネスバンキング利用規定

「青森県信用組合ビジネスバンキング利用申込書」(以下「利用申込書」といいます。)により申込みを行い、当組合が適当と認めたサービスをご利用になる契約者(以下「契約者」といいます。)は契約者の安全確保のために当組合が採用しているセキュリティ措置、本利用規定に示したパスワード等の不正利用などによるリスク発生の危険性及び本利用規定の内容を理解した上で、サービスを利用することを承諾したものとします。

第1条 青森県信用組合ビジネスバンキング

1 定義

青森県信用組合ビジネスバンキング(以下「本サービス」といいます。)とは、契約者ご本人がインターネットに接続できるパーソナルコンピュータ、スマートフォン等の電子機器(以下「端末」といいます。)を通じて、当組合に手続きの依頼を行い、当組合がその手続きを行うサービスをいいます。

2 利用可能なサービス

- (1) 照会サービス
- (2) 資金移動(振込・振替)サービス
- (3) データ伝送サービス
- (4) その他当組合が定めるサービス

3 使用可能な機器

本サービスにおいて使用できる機器は、当組合所定の端末に限ります。

第2条 利用申込み

1 利用条件

本サービス利用申込者は、以下の条件を満たす方に限ります。

- (1) 当組合に普通預金又は当座預金を保有している。
- (2) 法人、個人事業主のいずれかである。
- (3) インターネットに接続可能な通信環境と端末、インターネット経由のメールが受信できる電子メールアドレスをお持ちである。

2 利用の不承諾

当組合は、次の場合には利用申込みを承諾しないことがあります。なお、利用申込者は、この不承諾につき異議を述べないものとします。

- (1) 利用申込書に虚偽の事項を記載したことが判明したとき。
- (2) その他当組合が不適当と判断したとき。

第3条 利用口座

本サービスを利用できる口座は、本サービス利用申込時に当組合所定の申込み手続きにより届出た、当組合本支店にある契約者本人名義の預金口座(以下「利用口座」といいます。)とします。なお、契約者は利用口座のうち1口座を「代表口座」、それ以外を「契約口座」として届出るものとします。

1 代表口座

当組合に開設する契約者と同一名義の普通預金口座、または当座預金口座の1つを代表口座とします。代表口座では、照会サービス、資金移動(振込・振替)サービス、データ伝送サービスがご利用いただけます。なお、利用申込みで代表口座として届出た口座を変更することはできません。

2 契約口座

代表口座と同一支店に開設する代表口座と同一顧客の普通預金口座、または当座預金口座を本サービスの取

引に使用する契約口座として、照会サービス、資金移動(振込・振替)サービス、データ伝送サービスをご利用いただけます。

第4条 本サービスの申込み内容における追加・削除・変更

本サービスの申込み内容における追加、削除および変更については、当組合所定の利用申込書に所定の事項を記載して届出るものとします。

第5条 「マスターユーザ」および「一般ユーザ」

1 マスターユーザ(管理者)

- (1) 契約者または契約者から本サービスの利用に関する管理権限を授権された利用担当者を「マスターユーザ」とし、マスターユーザは本サービスの利用に関するログインID(以下「ID」といいます。)、ログインパスワード、確認用パスワード(以下「パスワード等」といいます。)の設定等を行うものとし、他の利用担当者にこれらの行為をさせてはならないものとします。なお、マスターユーザとして登録できるのは、1名とします。
- (2) 当組合は、マスターユーザによるID・パスワード等の設定等である限り、それを契約者の真正な意思による行為とみなし、それにより生じた損害について一切の責任を負わないものとします。
- (3) 契約者は、マスターユーザの変更またはマスターユーザの登録内容に変更があった場合、速やかに端末を操作し登録変更するものとします。
- (4) 契約者は、ID・パスワード等の管理、使用についてすべての責任を持つものとし、理由の如何に関わらずマスターユーザ以外の第三者に開示し、または使用させてはならないものとします。

2 一般ユーザ(担当者)

- (1) 本サービスの利用に関してマスターユーザが当組合所定の方法により端末を操作して取引を行う権限を有する利用担当者(以下「一般ユーザ」といいます。)を設定することができるものとします。
- (2) マスターユーザは、一般ユーザの追加登録・削除または一般ユーザの登録内容に変更があった場合、速やかに端末を操作し、登録変更するものとします。
- (3) マスターユーザは、当組合所定の方法により一般ユーザの設定または一般ユーザの廃止をすることができます。

第6条 利用時間

本サービスの利用時間は、当組合所定の時間内とします。なお、当組合所定の時間内に関わらず、本サービスにかかる臨時のメンテナンス等が発生した場合、本サービスの全部または一部がご利用いただけない場合がありますので、予めご了承ください。

第7条 利用料・手数料

1 基本利用料

- (1) 本サービスの利用にあたっては、当組合所定の基本利用料およびそれにかかる消費税相当額を支払うものとします。なお、基本利用料はご利用サービス形態により異なります。
- (2) 基本利用料は、利用申込書に基づき代表口座から当組合所定の日に自動的に引落すものとします。

2 手数料

- (1) 本サービスによる、振込、データ伝送（総合振込、給与・賞与振込、口座振替）については、当組合所定の振込手数料を支払うものとします。なお、本サービスにおいて、当該手数料の領収書発行は行わないものとします。
- (2) 本サービスによる取引にて組戻しの手続きが発生する場合、代表口座取引店窓口にて当組合所定の手続きをとり、組戻し手数料を支払うものとします。

第8条 本人確認

1 パスワード等及び暗証番号等

- (1) 本サービスの利用には、IDおよびパスワード等が必要となります。
- (2) 当組合が契約者に本サービスの利用を認めた場合、「ご利用開始のご案内」を契約者の届出住所宛に郵送します。
- (3) 本サービスを初めてご利用いただく場合、利用申込書により当組合に届出た「代表口座」「仮確認用パスワード」、および「ご利用開始のご案内」に記載された「初回ログインパスワード」にてIDを契約者自身で行ってください。
- (4) 契約者は、本サービスの利用にあたり、予め当組合所定の書面により、「照会用暗証番号」「振込振替暗証番号」「承認暗証番号」「確認暗証番号」（以下「暗証番号等」といいます。）を登録するものとします。
- (5) パスワード等および暗証番号等は、生年月日や電話番号、同一の文字列、数字等他人から推測されやすい番号の指定は避け、第三者に知られることのないよう厳重に管理してください。
- (6) 当組合より郵送する案内が、不着等の理由で当組合に返還された場合など、お手元に届いていない場合は、代表口座の取引店までご連絡ください。なお、当組合所定の期間内に連絡がないなど、当組合の責によらずご案内が契約者宛に届かなかつた場合は、本サービスの利用申込みがなかったものとして取扱うこととします。

2 本人確認手続き

- (1) 当組合では、契約者の端末から通知されたパスワード等と、利用申込書に基づき当組合にて登録しているパスワード等の一致を確認することにより本人確認を行います。
- (2) 前項(1)の方法に従い本人確認を行い取引を実施した場合は、パスワード等につき不正使用その他の事故があつても当組合は当該取引を有効なものとして取扱い、また、そのために生じた損害については一切の責任を負いません。
- (3) 前項(1)の規定に関わらず、「犯罪収益移転防止法」に基づき、一旦当組合が受付けたお取引でも、お取扱いできない場合があります。

3 パスワード等の管理

- (1) パスワード等および暗証番号等は、契約者自身の責任において厳重に管理するものし、第三者に開示しないでください。なお、当組合職員からこれらの内容をお尋ねすることはありません。
- (2) 契約者がお取引の安全性を確保するために、パスワード等は一定期間毎、あるいは不定期に変更するようにしてください。パスワード等につき盗難または不正使用その他の恐れがある場合、直ちにパスワード

ド等の変更をしてください。

- (3) パスワード等の変更は、ビジネスバンキングの所定の項目から随時行うことができます。変更時に入力いただく旧パスワード等が、当組合にて登録済みのパスワード等と一致した場合、当組合は正当な契約者からの依頼とみなし、新パスワードへの変更を行います。なお、暗証番号等は当組合所定の書面を代表口座取引店の窓口にご提出いただくことで変更できるものとします。
- (4) 契約者がパスワード等を失念した場合には、直ちに代表口座取引店に連絡のうえ所定の手続きを行ってください。
- (5) パスワード等および暗証番号等の漏えいが判明した場合は、直ちに端末よりIDおよびパスワード等の変更を行い、不審な取引の有無を確認し、手続きが完了していない取引があれば直ちに取消操作を行ってください。その後、速やかに代表口座取引店に連絡のうえ所定の手続きを行ってください。なお、当組合への届出前に生じた損害については、当組合は一切の責任を負いません。

4 利用の停止および再開

- (1) 本サービスの利用を一時的に停止する場合は、代表口座取引店に連絡のうえ所定の手続きを行ってください。
- (2) パスワード等および暗証番号等の入力を当組合所定の回数以上連続して誤った場合、本サービスの利用を停止します（「利用閉塞」）。契約者がサービス利用再開を希望する場合、当組合所定の書面による届出が必要となります。なお、届出後利用閉塞が解除されるまでには数日かかりますのでご了承ください。

第9条 電子証明書

1 電子証明書とは

本サービスの電子証明書は、契約者が指定するパソコン1台に対し証明書を発行し、利用する機器を特定するサービスです。

2 対象者

利用申込書で電子証明書を「利用する」をご選択いただいた契約者

3 電子証明書の取扱い

電子証明書は、ビジネスバンキング初回利用登録時に当組合所定の手順に基づきインストールしてご利用いただけます。なお、電子証明書は当組合所定の期間に限り有効であり、期間満了前に当組合所定の方法により電子証明書の更新を行います。また、契約者が新しいパソコンを使用する場合、当組合所定の方法により電子証明書の再インストールが必要となります。

第10条 ワンタイムパスワード

1 ワンタイムパスワードとは

本サービスを利用するにあたり、ログインパスワードに加えスマートフォンまたは専用端末に60秒毎に生成される可変的なパスワードを利用することにより、契約者の本人確認を行うものです。

2 対象者

利用申込書でワンタイムパスワード「ソフトウェア」または「ハードウェア」を「利用する」をご選択いただいた契約者

3 ワンタイムパスワードの種類

- (1) ソフトウェアトークン
当組合が推奨する生成アプリケーション（以下「アプリ」といいます。）を契約者のスマートフォンにダウンロードし、ワンタイムパスワードを表示させて使用します。
- (2) ハードウェアトークン
当組合より交付するワンタイムパスワードを表示する専用端末を使用します。なお、1契約者1台は

無料交付とし、追加および紛失等による再交付については、1台毎に当組合所定の手数料を徴収します。

4 ワンタイムパスワードの管理

(1) ソフトウェアトークン

ソフトウェアトークンは当組合所定の有効期限があるため、有効期限が近づきますとアプリ上で通知されますので、更新を行ってください。また、ソフトウェアトークンを利用しているスマートフォンを機種変更する場合、所定の方法により事前に利用解除を行い、改めて利用申請する必要があります。なお、利用解除せずに機種変更された場合、当組合所定の方法により届出いただく必要がございます。

(2) ハードウェアトークン

ハードウェアトークンは当組合所定の有効期限があるため、有効期限が近づきましたら、当組合より事前に書面による通知および新しい専用端末を郵送いたしますので、お手元に届きましたら有効期限内に所定の切替手続きをお願いします。また、有効期限が切れたハードウェアトークンは契約者自身で破棄するようお願いいたします。なお、有効期限のご案内が不着となった場合や連絡不能である場合、有効期限をもってワンタイムパスワードの利用が自動的に停止となります。

第11条 本サービスの依頼方法

1 依頼内容の確認

契約者が取引に必要な事項を、当組合所定の操作により正確に当組合に送信してください。当組合が本サービスによる取引等の依頼を受けた場合、当組合所定の本人確認終了後、依頼内容を確認し一致した場合に限り契約者からの依頼とみなし、当組合が受信した依頼内容を契約者が依頼に用いた端末に返信します。

2 依頼内容の確定

契約者は、前項に基づき返信された依頼内容を確認し、返信された依頼内容が正しい場合には、当組合所定の方法により確認した旨を当組合宛に返信することで回答してください。この回答が当組合所定の時間内の当組合に到達した時点で当該取引の依頼内容が確定したものとみなします。なお、回答が当組合所定の時間内に到着しなかった場合は、当該依頼は取消したものとみなします。

3 取引結果の照会

本サービス利用後は、速やかに端末の操作もしくは通帳への記帳により取引結果を照会してください。万一、取引内容等に疑義がある場合、直ちにその旨を代表口座取引店に連絡してください。取引内容等に相違がある場合において、契約者と当組合との間で疑義が生じたときは、当組合の電磁的記録等により記録された内容を正当なものとして取扱います。

第12条 契約者情報等の取扱い

1 情報の保護

当組合は、次の契約者情報を厳正に管理し、契約者の情報保護のために十分に注意を払うとともに、本規定に定めた場合以外には契約者情報等の利用を行いません。

- (1) 契約者が本サービスの利用申込時に届出した情報および契約者より登録された利用者に関する情報、また、第20条1項の定めに基づき変更された情報（以下「契約者情報」といいます。）
- (2) 本サービスの利用履歴およびその他本サービスの利用にともなう種々の情報（以下「契約者取引情報」といいます。）

2 情報の利用範囲

契約者は、契約者情報等につき、当組合が次の目的のために業務上必要な範囲内で使用することを予め承諾するものとします。

- (1) 犯罪収益移転防止法等に基づくご契約者の確認等や

本サービスの利用をご利用いただく資格等の確認のため。

- (2) 本サービスのお申込みの受付および継続的なお取引における管理のため。
- (3) ご契約者との契約や法律等に基づく権利の行使や義務の履行のため。
- (4) 市場調査ならびにデータ分析やアンケートの実施等による金融商品やサービスの研究や開発のため。
- (5) ダイレクトメールの発送等、金融商品やサービスに関する各種ご提案のため。
- (6) その他、ご契約者とのお取引を適切かつ円滑に履行するため。

第13条 電子メール

1 電子メールアドレスの登録

契約者は本サービス利用開始にあたって、当組合にインターネットを介して電子メールアドレスの登録（以下「登録メールアドレス」といいます。）を行ってください。

2 当組合からの送信

契約者は、当組合から契約者への通知手段として電子メールを利用することに同意するものとし、当組合は振込・振替依頼の受付結果やその他の告知を登録メールアドレス宛に送信します。

3 登録メールアドレスの変更

登録メールアドレスを変更する場合は、契約者のパソコンから当組合所定の操作で変更登録を行うこととします。

4 通信障害等による未着・延着

当組合が登録メールアドレス宛に送信したうちは、通信障害その他の理由による未着・延着が発生しても通常到達すべき時に到達したものとみなし、これに起因して契約者に損害が生じても、当組合は一切の責任を負いません。

5 登録メールアドレスの相違による損害

当組合が送信した先の登録メールアドレスが、本条3項の変更を怠るまたは遅延する等、契約者の責により契約者の責により契約者以外の登録メールアドレスに変わっていたことに起因して契約者に損害が生じても、当組合は一切の責任を負いません。

第14条 照会サービス

1 照会サービスとは

照会サービスとは、予め届出た契約者名義の利用口座について、残高照会および入出金明細照会を提供するサービスです。

2 照会サービスの依頼

照会サービスの依頼にあたっては、当組合所定の手順により所定事項を送信することとします。当組合が照会サービス依頼を受信し、所定の本人確認手続きにより、契約者からの依頼と認めた場合、当組合は受信した依頼内容に対する口座情報を回答します。

3 回答済口座情報について

契約者からの依頼に基づいて当組合が返信した照会結果は、残高や入出金明細等を当組合が証明するものでなく、訂正依頼、その他相当の事由がある場合には、契約者に通知することなく訂正または取消をすることがあります。したがって、残高や入出金明細等の口座情報は当組合所定の時刻における内容であり、契約者が照会サービスの依頼を行った時点での内容とは異なる場合があります。当組合はこのような訂正または取消のために生じた損害については一切の責任を負いません。

第15条 資金移動（振込・振替）サービス

1 振込振替サービスとは

(1) 振込とは

振込とは、契約者が本サービスで登録している利用口座を指定し、当組合本支店または当組合以外の全国銀行データ通信システム（全銀システム）に加盟

している金融機関国内本支店の預金口座へ資金移動取引を行うサービスです。

(2) 振替とは

振替とは、契約者が本サービスで登録している利用口座を指定し、契約者が同一支店に保有する契約者自身の口座を入金口座として資金移動を行うサービスです。

2 振込振替サービスの利用

(1) 振込振替サービスの依頼

振込振替を依頼する場合、契約者は端末より当組合所定の手順により内容を入力し、当組合に送信してください。当組合は、当組合が受信した事項を依頼内容とします。

(2) 振込振替サービス利用限度額

振込振替サービスの1日の利用限度額は、契約者が利用申込書により届出た金額（以下「振込振替限度額」といいます。）の範囲内とします。振込振替限度額は、利用口座単位に振込振替の依頼日を基準とし振込手数料を除いた合算額により判断します。なお、1回の取引における利用限度額は、当組合所定の金額までとします。また、振込振替限度額を変更する場合、契約者が当組合所定の書面により届出るものとします。当組合が変更登録を行うことにより、その時点で予め依頼を受けていた振込振替の予約分のうち未処理のものについては、当組合は変更後の振込振替限度額に関わらず当該取引を処理するものとします。

(3) 振込振替依頼の確定

当組合が振込振替の依頼を受け、受信したパスワード等および暗証番号等が当組合で登録されている内容と一致した場合、当組合は契約者本人からの依頼とみなします。当組合は受信した依頼内容を、当組合所定の方法で契約者に確認いたしますので、その内容が正当であることを確認し、当組合所定の方法により確認した旨を送信してください。当組合がそれを確認した時点で、振込振替依頼が確定したものとします。

(4) 当日振込振替

契約者が当日中に振込振替を行う場合、当組合所定の当日扱い時間内に送信してください。所定の時間外および金融機関休業日に受付けたご依頼については、翌営業日扱いとなります。

(5) 振込振替資金等の引落し

振込振替資金および振込手数料は、当組合の普通預金規定、総合口座規定、当座預金規定に関わらず、通帳および払戻請求書または小切手の提出は不要とし、振込振替で依頼時に指定した代表口座または契約口座より引落します。

(6) 振込振替資金等の不成立

以下の事項に該当する場合、当該依頼に基づく取引は不成立となります。またこの場合、当組合は契約者に対して特に通知はいたしませんので、本条項

(10)に従い契約者自身で取引の成否を確認してください。なお、この取扱いにより契約者に損害が生じた場合であっても、当組合の責に帰すべき場合を除き、当組合は一切の責任を負いません。

- ・振込振替資金等が、指定口座より引落しできる金額（当座貸越を利用できる金額を含む）を超えるとき。
- ・振込振替依頼金額が、届出済みの振込振替限度額を超えるとき。
- ・指定口座が解約されたとき。
- ・契約者から指定口座の支払停止届出があり、それに基づき当組合が所定の手続きを行ったとき。
- ・差押等のやむを得ない事情があり、当組合が支払または振込振替を不適当と認めたとき。
- ・その他当組合が契約者における振込振替サービスの

利用を停止する必要があると認めたとき。

(7) 取引処理不能

前項不成立のほか、当組合が依頼内容に基づき発信した取引が、入金指定口座へ入金できず振込先金融機関より振込資金が返却された場合、当組合は契約者の承諾なしに支払指定口座へ入金するものとします。なお、振込手数料は返金いたしません。

(8) 依頼内容の組戻・訂正

振込の場合、依頼内容確定後は依頼内容の変更または取消は原則できないものとしますが、当組合がやむを得ないと認めたものについては、当組合所定の手数を支払のうえ、所定の組戻手続きにより取扱うものとします。なお、確定済みの当該振込にかかった振込手数料は返却いたしません。

振替の場合、依頼内容確定後はいかなる場合も依頼内容の変更または取消はできないものとします。

(9) 端末による依頼の取消

予約扱いにおいて、振込振替の依頼を取消す場合、指定日の前営業日の当組合所定時刻までに、契約者の端末から取消依頼を行うことができますが、それ以降は当組合所定の組戻手続きにより取扱うものとします。

(10) 取引内容の確認

振込振替サービスによる取引後は、速やかに普通預金通帳等への記帳、当座照合表、または本サービスの照会サービスより取引内容を照合してください。万一取引内容の相違や残高等に疑義がある場合、当組合の電磁的記録等に記録されていた内容を正当なものとして取扱うものとします。

第16条 データ伝送サービス

1 データ伝送サービスとは

データ伝送サービスとは、契約者からの依頼に基づき、利用口座から振込資金・振込手数料（以下「振込資金等」といいます。）を引落しのうえ、総合振込、給与・賞与振込（以下「給与等振込」といいます。）、および口座振替の一括データを送信するサービスをいいます。

2 データ受付時限

データ伝送サービスの各データは、当組合所定のデータ受付時限までに当組合所定の方法により伝送を完了するものとします。ただし、当組合は契約者に事前に通知することなくデータ受付時限を変更することができるものとします。

3 利用限度額

1日あたりの利用限度額は、予め契約者が当組合所定の書面によりサービス毎に登録した金額の範囲内とします。なお、1日あたりの利用限度額の対象は、同一日に受付けた振込手数料を除く取引金額の合計とします。ここでいう「1日」の起点は、毎日午前0時とします。

4 基本契約の締結

データ伝送サービスのうち、給与等振込について、契約者は本規定に定める取扱いによるほか、契約者と当組合の間で別途締結した「給与振込に関する契約書」の定めによるものとします。また、データ伝送サービスのうち、口座振替について、契約者は本規定に定める取扱いによるほか、契約者と当組合の間で別途契約した当組合所定の「預金口座振替に関する契約書（法人E B利用）」の定めによるものとします。

5 データ伝送サービスの利用

(1) データ伝送の依頼

データ伝送を依頼する場合、依頼内容を記録した依頼明細データを端末から当組合所定の方法で、当組合宛に送信するものとします。

(2) データ伝送依頼の確定

当組合がデータ伝送依頼を受け、当組合が受信したパスワード等および暗証番号等と当組合に事前に

登録されたパスワード等および暗証番号等との一致を確認した場合、受信した依頼内容を端末画面に表示しますので、その内容を確認のうえ、その内容が正しい場合には、当組合所定の方法により承認した旨を当組合宛に送信することで回答してください。当組合がそれを確認した時点で当該データ伝送の依頼が確定したものとします。

(3) 取引内容の確認

データ伝送サービスによる取引後は、速やかに本サービスにより取引照会を行ってください。また、預金通帳への記入または当座勘定照合表により取引内容を確認してください。万一取引内容に相違がある場合、直ちにその旨を代表口座取引店にご連絡ください。なお、契約者と当組合の間で取引内容について疑義が生じた場合、当組合が保存する電磁的記録等の記録内容を正当なものとして取扱うものとします。

第17条 総合振込、給与等振込サービス

1 総合振込サービスとは

総合振込サービスとは、データ伝送による振込依頼明細の受付およびその明細に基づく振込を行うサービスをいいます。

2 給与等振込サービスとは

給与等振込サービスとは、データ伝送による給与等振込依頼明細の受付およびその明細に基づく振込を行うサービスをいいます。給与等振込は、契約者が支給する役員および従業員に対する報酬・給与・賞与の振込に限ります。

3 総合振込、給与等振込の入金指定口座

総合振込、給与等振込で契約者が入金指定できる入金指定口座は、当組合の本支店を含む全国銀行データシステム(全銀システム)に加盟している金融機関の本支店の預金口座とします。なお、指定できる入金指定口座の預金科目は当組合所定のものとします。

4 振込振替資金等の引落とし

当組合は、振込振替資金等を、当組合普通預金規定(総合口座取引規定を含む)、当座勘定規定の定めに関わらず、預金通帳、払戻請求書または小切手の提出なしに、当組合所定の日の所定時間に指定された支払口座から引落します。

5 振込振替資金等の入金

契約者は、振込振替資金等を、当組合所定の時間に指定した支払口座に入金するものとします。

6 振込振替資金等の成立

確定した依頼に基づき、前項に規定する振込振替資金等を当組合が支払口座から引落したときに成立するものとします。

7 振込振替資金等の不成立

以下の事項に該当し、振込振替資金等の引落としができなかった場合、当該振込依頼はなかったものとして取扱います。

- ・振込振替資金等が、指定口座より引落しできる金額(当座貸越を利用できる金額を含む)を超えるとき。
- ・振込振替依頼金額が、届出済みの振込振替限度額を超えるとき。
- ・支払口座が解約されたとき。
- ・契約者から支払口座の支払停止届出があり、それに基づき当組合が所定の手続きを行ったとき。
- ・差押等のやむを得ない事情があり、当組合が支払または振込振替を不相当と認めたとき。
- ・その他当組合が契約者における振込振替サービスの利用を停止する必要があると認めたとき。

8 依頼内容の取消・組戻

当組合が、契約者のデータ伝送依頼に基づき総合振込または給与等振込を行った結果、「当該口座なし」または「その他の事由」等により振込資金が返却された場合、

当組合所定の組戻手続きを行うものとします。この場合、当組合からの請求があり次第速やかに代表口座取引店に当組合所定の組戻依頼書を提出するとともに、当組合所定の組戻手数料を支払うものとします。データ伝送依頼の確定後は、依頼内容の取消または変更はできないものとします。なお、振込を取消する場合、前述の組戻手続きにより取扱うものとします。ただし、組戻は、振込先金融機関の承諾後に行うものとします。したがって、当組合が組戻依頼をいけつけた場合であっても、振込先金融機関により組戻できない場合があります。この場合は、組戻手数料はいただきません。

第18条 口座振替サービス

1 口座振替サービスとは

口座振替サービスとは、契約者からの依頼に基づき、契約者の顧客(以下「預金者」といいます。)に対する売上代金等の請求について、データ伝送サービスを利用した預金口座振替による収納事務の取扱いを受託するサービスをいいます。口座振替サービスの利用にあたっては、本サービス利用申込書のほか、当組合所定の預金口座振替に関する契約書(以下「口座振替契約書」といいます。)により預金口座振替契約を締結していただきます。

2 取扱い範囲

口座振替サービスの取扱い範囲は、当組合本支店とし、預金口座振替を指定できる預金口座の科目は、当組合所定の預金科目とします。

3 振替日

振替日は、口座振替契約書記載の日とします。振替日を変更する場合は、口座振替契約書の変更締結が必要となります。

4 口座振替手続き

(1) 口座振替の依頼

契約者は当組合所定の手順で口座振替請求明細を送信し、当組合は依頼を受けた請求明細に基づいて、預金者の預金口座から振替処理を行います。この預金者の預金口座からの引落しは、預金者から当組合に提出された口座振替依頼書に基づいて行うものとします。なお、預金者の預金口座からの引落としが複数ある場合で、その引落とし総額が預金口座より引落とし可能な金額を超えるときは、そのいずれを引落すかは当組合の任意とします。

(2) 口座振替結果の確認

契約者は、振替日の翌営業日当組合所定の時間以降に、端末からの操作により振替結果を確認してください。

(3) 振込資金の入金

当組合は、口座振替契約書記載の入金日に、振込資金を代表口座へ入金します。

(4) 取扱手数料

口座振替手続きにあたっては、口座振替契約書記載の手数料の合計額およびこれにかかる消費税相当額をお支払ください。

5 停止通知

口座振替による収納を停止するときは、その預金者の氏名、預金口座番号等を口座振替契約書記載の取りまとめ店まで通知してください。

第19条 税金・各種料金払込みサービス(Pay-easy: ペイジー)

1 税金・各種料金払込みサービスの内容

税金・各種料金払込みサービスとは、支払指定口座から税金・各種料金(以下「料金等」といいます。)の払込み資金を引落としのうえ、契約者が指定した当組合所定の収納機関(以下「収納機関」といいます。)に対し払込みを行うサービスをいいます。

2 払込み限度額

1日あたりの払込み限度額は、当組合所定の限度額の

範囲内とします。

3 料金等の払込み方法

(1) 料金等の払込み依頼

料金等の払込みを依頼する場合、端末に所定事項を当組合所定の方法により入力し、当組合宛に送信してください。当組合は受信した事項を依頼内容とします。

(2) 依頼内容の確定

当組合が料金等の払込み依頼を受け、受信したパスワード等と当組合に事前に登録されたパスワード等との一致を確認した場合、受信した依頼内容を端末画面に表示しますので、その内容を確認のうえ、その内容が正しい場合には、当組合所定の方法により確認した旨を当組合宛に送信してください。当組合がそれを確認した時点で、当該料金等払込みの依頼が確定したものとします。

(3) 払込み資金の引落し

前項に基づき依頼内容が確定した場合、当組合の普通預金規定（総合口座取引規定を含む）、当座勘定規定の定めに関わらず、預金通帳・払戻請求書または小切手の提出なしに、依頼日当日の当組合所定時間に、払込み資金を契約者の指定した支払口座より引落します。

(4) 取引の成立

料金等払込みの取引は、確定した料金等払い込み依頼に基づき、前項に規定する払込み資金を当組合が支払指定口座から引落したときに成立するものとします。

(5) 取引の不成立

以下の事項に該当し、払込み資金の引落しができなかった場合、当該料金等払い込みの依頼はなかったものとして取扱います。なお、これに起因して契約者が料金等の払い込みを行うことができず、契約者に損害が生じた場合でも、当組合は一切の責任を負いません。

- ・ 停電、機器の故障等により料金等払込みサービスの取扱いができないとき。
- ・ 払込み資金の金額が支払指定口座より引落すことができる金額（当座貸越を利用できる金額を含む）を超えるとき。
- ・ 処理依頼日1日あたりの払込み資金の金額が、に定める利用限度額を超えるとき。
- ・ 支払指定口座が解約されたとき。
- ・ 収納機関から納付情報または請求情報についての所定の確認ができないとき。
- ・ 差押等やむを得ない事情があり、当組合が不相当と認めたとき。
- ・ その他当組合が契約者における料金等払込みサービスの利用を停止する必要があると認めたとき。

また、収納機関の責に帰すべき事由により、税金・各種料金の払込みサービスの取扱いに遅延・不能等が生じ、これに起因して契約者が料金等の払込みを行うことができず、契約者に障害が生じた場合でも、当組合は責任を負いません。

(6) 払込みの取消

依頼内容確定後は、依頼内容の取消または変更はできないものとします。なお、料金等の払い込みを取消する必要が生じた場合、契約者と収納機関とで協議してください。また、収納機関の都合により、一度受け付けた払込みについて取消となることがございます。

2 利用可能時間

税金・各種料金払込みサービスの利用可能時間は、当組合所定の時間内としますが、収納機関の利用時間の変動等により、当組合所定の利用時間内であっても利用できない場合があります。

3 領収書の不発行

税金・各種料金払込みサービスにおいては、料金等払

込みにかかる領収書の発行は行わないものとします。

4 収納等に関する照会

収納機関の請求内容および収納機関での収納手続き結果等、収納業務等に関する照会については収納機関に直接お問い合わせください。

第20条 届出事項の変更等

1 届出事項の変更

氏名（名称）、住所、電話番号、印鑑、利用口座等届出事項に変更がある場合、各種預金規定およびその他取引規定に従い、当組合所定の方法により速やかに当組合にお届出ください。なお、登録メールアドレスの変更は、契約者が当組合所定の方法で端末を操作し変更登録を行うこととします。この届出前に生じた損害について当組合は一切の責任を負いません。また、届出事項の変更が届出されなかったために、当組合からの通知または送付する書類等が延着または到達しなかった場合、通常到達すべき時に到達したものとみなします。

第21条 取引履歴の保存

当組合は、契約者が本サービスを利用して行った取引履歴を記録し、電磁的記録等により、相当期間保存いたします。

第22条 解約等

1 当事者の都合による解約

本契約は、当事者の一方の都合で、相手方に通知することにより、いつでも解約することができます。ただし、契約者の当組合に対する解約の通知は、当組合所定の書面によるものとします。

2 強制解約

以下の事項に一つでも該当する場合、当組合はいつでも契約者に事前に通知、催告することなく、直ちに本規定に基づく契約を解除できるものとします。

- ・ 当組合に支払うべき所定の手数料を当組合の所定期間支払わなかったとき。
- ・ 支払停止または破産、民事再生手続開始、会社更生手続き開始もしくは特別精算開始の申立があったとき。
- ・ 契約者の財産について、仮差押え、保全差押え、差押えまたは競売手続きの開始があったとき。
- ・ 解散、その他営業活動を休止したとき。
- ・ 電子手形交換の取引停止処分を受けたとき。
- ・ でんさいネットの支払停止処分を受けたとき。
- ・ 住所変更の届出を怠るなど、契約者の責に帰すべき事由によって、当組合において契約者の所在が不明となったとき。
- ・ 相続の開始があったとき。
- ・ 本規定に基づく届出に虚偽の事項を届出したことは判明したとき。
- ・ 本規定に違反する等、当組合が本サービスの中止を必要とする相当の事由が発生したとき。

3 通知の延着・未着

本条第1項の通知を当組合が書面により行う場合において、当組合が届出の住所宛に郵送した場合、その通知が延着または到達しなかった場合には、通常到達したものとみなします。

第23条 届出印

本サービスにかかる届出および届出事項の変更、解約等には、予めお届けの代表口座の印鑑をご使用ください。当組合は、諸届その他の書類に使用された印影を、代表口座のお届け印鑑と相当な注意を持って照合し、相違ないものとして認めて取扱いをしたうへは、それらの書類につき偽造、変造、その他の事故があってもそのために生じた損害について当組合は一切の責任を負いません。

第24条 免責事項

1 パソコン等の障害、通信機器およびコンピュータ等の障害ならびに回線障害、電話の不通により、お取引のお取扱いが遅延または不能となった場合、もしくは本サー

ビスに関して当組合から送信した情報の表示または伝送が遅延もしくは不能となった場合、それにより生じた損害について当組合は一切の責任を負いません。

- 2 当組合が、本規定に記載された本人確認方法により本人からの依頼として取扱いを受付けたうえは、パスワード等に偽造、変造、盗難その他の事故があっても、それにより生じた損害について当組合は一切の責任を負いません。
- 3 当組合が発行した「ご利用開始のご案内」をお届けの住所宛に郵送により通知を行う際に、郵送上の事故等、当組合の責によらない事由により第三者が契約者のパスワード等を知り得たとしても、そのために生じた損害について当組合は一切の責任を負いません。
- 4 災害・事変等当組合の責に帰すことのできない事由、または裁判所等公的機関の措置等やむを得ない事由により、サービスの取扱いが遅延したり不能となった場合、それにより生じた損害について当組合は一切の責任を負いません。
- 5 契約者が当組合所定の方式で届出たメールアドレスが、当組合の責による場合を除き、契約者以外の第三者のアドレスになっていたとしても、それにより生じた損害について当組合は一切の責任を負いません。
- 6 本サービスによる取引内容について疑義が生じた場合、本規定第21条にて定める当組合保存の電磁的記録等の取引内容を正当なものとして取扱います。
- 7 法令、規則、行政庁の命令等により本サービスに関わる情報の開示が義務付けられる場合(当局検査を含みます。)、当組合は契約者の承諾なくして当該法令、規則、命令等の定める手続きに基づいて情報を開示することがあります。当組合が当該情報を開示したことにより生じた損害について、当組合は一切の責任を負いません。

第25条 本サービスの中止

契約者が本規定に違反したと当組合が認めた場合、当組合の契約者に対する債権の保全を必要とする相当の事由が生じたと当組合が認めた場合は、契約者に事前に通知することなく、当組合はいつでも本サービスの全部または一部を中止することができるものとします。

第26条 パソコン等の本来の目的外使用による障害

契約者が本規定に定める本来の利用目的以外の目的でパソコンを操作した場合等、そのために生じた損害については、全て契約者がその責任を負うものとします。

第27条 サービス種類・内容の改廃および規定の変更

- 1 この契約におけるサービス種類・内容は当組合の都合で改廃することがあります。また、サービス改廃のため、一時的に利用を停止させていただくことがあります。
- 2 利用時間、限度額、手数料等は、当組合の都合で改廃することがあります。
- 3 本規定は、当組合の都合で変更することがあります。規定の変更日以降は、変更後の規定に従うものとし、この変更によって生じた損害について当組合は一切の責任を負いません。
- 4 サービス種類・内容の改廃または変更については、当組合ウェブサイトへの掲載等により告知いたします。

第28条 規定の準用

- 1 本規定に定めのない事項については、当組合普通預金規定、総合口座取引規定、当座勘定規定、振込規定等に従います。
- 2 この規定の各条項その他の条件は、金融情勢の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合、当組合ウェブサイトへの掲載による公表、その他相当の相当の方法で周知することにより、変更できるものとします。

第29条 海外からの利用

海外からの本サービスの利用については、その国の法律・制度・通信事情・その他の事由により本サービスの利用ができない場合があります。また、契約者が日本国外において本契約に基づく諸取引を行ったことにより

生じた損害については、当組合は一切の責任を負いません。

第30条 本サービスの廃止

当組合は、事前に相当な期間をもって当組合ウェブサイト上に掲載する等、当組合所定の方法により契約者に告知することにより、契約期間内であっても本サービスを廃止することができるものとします。この場合、契約者は当組合に対し一切の異議を述べず、かつ本サービスの廃止によって生じた損害については、債務不履行、不法行為、不当利得その他の請求の原因を問わず、その賠償の請求は行わないものとします。

第31条 禁止行為

- 1 本サービスに基づく契約者の権利は、譲渡、質入、第三者の権利設定、または第三者への貸与等はしてはならないものとする。
- 2 契約者は、本規定に定める事項を遵守する他、本サービスにおいて次の行為をしてはならないものとします。また、当組合は契約者が本サービスにおいて次の行為を行い、または行う恐れがあると判断した場合、必要な措置を講じることができるものとします。
 - ・公序良俗に反する行為・犯罪的行為に結びつく行為
 - ・他の契約者または第三者の著作権、商標権、その他の権利を侵害する行為、またはその恐れがある行為
 - ・他の契約者または第三者の財産、プライバシーを侵害する行為
 - ・他の契約者または第三者に不利益を与えるような行為
 - ・本サービスの運営を妨げるような行為
 - ・本サービスで提供される情報を不正の目的をもって利用する行為・当組合の信用を毀損するような行為
 - ・風説の流布、その他法律に反する行為
 - ・自分以外の人物を名乗ったり、代表権や代理権がないにもかかわらず会社などの組織を名乗ったり、または他の人物や組織との連携、協力関係を偽る等の行為
 - ・その他、当組合が不適当・不適切と判断する行為

第32条 準拠法・合意管轄

本規定は日本法に準拠し、日本法に基づき解釈されるものとします。本規定に基づく諸取引に関して訴訟の必要が生じた場合には、当組合の本店所在地を管轄する裁判所を管轄裁判所とします。

以上

(2024年12月制定)